**最新・中国法ニューズレター**

――――第12号――――

発行者：上海董孝銘弁護士事務所

所長・弁護士 董孝銘

上海市南京西路881号

静安新時代大厦13階10室

TEL:021-61229507

編集者：上海董孝銘弁護士事務所

***目　　次***

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| * 事件分析
 | ： | 労働契約締結時の客観情況変化について・・・・・・・・・・P2 |
| * 重要法規解説
 | ： | 「税関審査業務の規範に関する税関総署の公告」・・・・・・P3 |
| * 主要法令
 | ： | 特に日系企業にかかわりのある最新法規の情報・・・・・・・P4 |

***事件分析***

**労働契約締結時の客観情況変化について**

一、事件経緯

A氏は2003年6月23日にB社に入社。2015年6月23日に双方は無期限契約を締結し、A氏はB社の物流部門にカスタイマサービス主管を担当し、具体的に会社の関わるVT社プロジェクトを所掌すると取決めた。

2016年3月24日にB社はA氏に「職務調整通知書」を送り、その書面に貴方が2003年6月23日当社に入社、現在VT社プロジェクト付きカスタイマサービス主管を担当している。VT社プロジェクトについて当社との契約を更新しないため、そのプロジェクトは2016年3月31日に終了。2016年4月1日より、当社は貴方に下記の職場を提供し、それはある倉庫顧客サービス業務であり、給与福利待遇は変更しない。貴方はもとの職場の引継ぎを終えた後、2016年4月1日後前9時ある倉庫に出勤するよう。2016年3月28日午後3時前に書面または電子メールで会社に上述の職場調整を受入れるかどうかを回答するよう。貴方が期限を過ぎて会社に回答しない場合、上述の職場調整手配を受入れないと認められると記載されている。

当日、A氏はB社に会社の勝手な職場調整に応じないと電子メールで送信した。

2016年3月31日にB社はA氏に「労働契約解除に関する通知書」を発送し、その中に「労働契約法」第四十条第三款の規定によって、2016年4月1日より、貴方との労働契約の解除を決定すると書かれている。

二、仲裁、裁判

A氏はB社の決定に不服し、労働仲裁を申し入れ、Ｂ社に不当解雇として、違法解約の賠償責任を負うと求める。

仲裁委員会は、Ｂ社が主張する契約締結時に根拠とした客観情況に重大な変化が生じることを理由に一方的に契約を解除することを認めず、A氏の訴求を支持した。

Ｂ社は仲裁の裁決に不服し、地裁に提訴した。裁判所は審理後「労働契約法」第四十条第三款における「客観情況」とは労働契約締結時、予見不可の客観情況、即ち不可効力が発生し、または労働契約の全部または一部の履行不可をもたらした情況を指す。B社はA氏と2015年6月23日に労働契約を締結した時には、会社とVT社との間にサービス契約は2016年3月期限満了について明らかに承知しており、B社はVT社と契約を更新しない可能性のある情況を予見できるはずである。故に、VT社がB社とサービス契約を更新しないことはB社がA氏と契約を締結する同時に予見不可の客観情況に属しないものとする。従って、裁判所は最終的にB社がA氏との契約を解除した行為は違法に当たり、違法解約の賠償責任を負うべきと認定した。

1. コメント
2. 本案のように、ある時点で必然に生じる変化について、労働契約の双方が予見すべき情況に当たり、双方は労働契約を締結する時にはその情況の処理を取り決め、または労働契約の期間の短縮によって、契約期限満了後に情況に変化し、または情況変化後双方が如何に労働契約における権利義務の処置を明確に約束することができる。もし、双方はそれに必ず生じる情況変化に対応を講じない場合には、双方が契約を締結する同時に、たとえそのような情況が現れるとしても、労働契約の履行に影響されないと認める。従って、雇用者はそのような情況を「労働契約締結時に根拠とした客観情況に重大な変化が生じる」理由としてはならない。
3. 現実に、雇用者が主観的に雇用意思に変化する可能性があるにもかかわらず、客観情況に変化が生じることを装える。本案のように、雇用者はある人だけを特定し、「客観情況」に重大な変化が生じることを理由に、最終的に一方的に解約に踏み切ったことによって不当解雇と認定されたケースが少なくない。司法実務上、労働契約解除時根拠とする「情況変化」を認定する要求が厳しい。雇用者は「労働契約法」第四十条第三款における「客観情況」の引用に慎重さを求められる。

***重要法規解説***

**「税関審査業務の規範に関する税関総署の公告」**

 税関総署は2018年12月12日付「税関審査業務の規範に関する公告」（以下、公告という）を公布し、2019年1月1日より実施する。本稿は「公告」の概要について以下の通り取り纏めます。

1. 税関は審査を実施する際、被調査人の関連資料を複制する必要な場合、被調査人の法定代表人または主要委託者またはその指定代表は、複制資料と原簿との一致を確認した後、その複制資料に出所、ページ数、複制期日、「本体は原本と一致し、照合は誤りがない」を記述、書名捺印、関連資料を翻訳する必要な場合、被調査人が税関の要求に合致する通訳書類を提供しなければならない。

２、税関は審査際及び検査完了後、それぞれ「中華人民共和国税関検査記録」及び「検査業務記録」を作成し、双方が確認の上、調査員と検査現場責任者及び被調査人はそれぞれ書名、捺印する。

３、税関は被調査人の法定代表人、主要責任者及びその他の関連人員を尋問する際には、「中華人民共和国税関尋問筆記記録」を作成し、尋問人、記録人及び被調査人は確認、書名しなければならない。

４、税関は抜取、サンプル取りの際、「中華人民共和国税関抜取/サンプル取り証票」を記入し、双方が照合し、誤りがなければ、調査員が書名、被調査人の代表が書名、捺印する。

***主要法令***

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 法　　律　　名　　称 | 施行日 |
| 1 | 「税関審査業務の規範に関する税関総署の公告」『重要法規解説』をご参照下さい） | 2018/12/12 |
| 2 | 国家市場監督管理総局の「電子商務経営者登録業務の完全実施に関する意見」 | 2018/12/03 |
| 3 | 財政部の「会計人員管理弁法」の配布に関する通知 | 2019/01/01 |
| 4 | 最高裁の「知的財産権法廷若干問題に関する規定」 | 2019/01/01 |
| 5 | 国家税務総局の「個人所得税自行納税申告関連問題に関する公告」 | 2019/01/01 |
| 6 | 国家税務総局の「個人所得税特別付加控除暫行弁法の配布に関する通知」 | 2019/01/01 |
| 7 | 国家税務総局の「個人所得税控除納付申告管理弁法（試行）の配布に関する公告」 | 2019/01/01 |
| 8 | 国家市場監督管理総局の「市場監督管理行政処罰手順暫行規定」 | 2019/04/01 |

注①：本ニューズレターに掲載した内容のすべての著作権は弊所に帰属します。無断複製、無断変更、無断引用、またはこれらに類する行為を固くお断りいたします。

注②：本ニューズーレターを皆様へご参考までにお送りさせて頂いており、弊所弁護士の正式的な法的意見を構成してはおりません。法務をご必要の際は弊所弁護士へその旨を具体的にご相談下さいませ。

注③：本ニューズーレターに掲載した新主要法令の中国語原文がご入用でしたら、ご連絡をいただければ弊所より無料で（中国語のまま）ご提供いたします。（日本語翻訳文は有料とさせていただきます。）